京都をつなぐ無形文化遺産審査会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第84号

京都をつなぐ無形文化遺産審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都をつなぐ無形文化遺産審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員のうちから市長が指名し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の招集及び議事)

- 第3条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議に付議する事案ごとに、会議の議長となる 委員を指名することができる。
- 4 審査会は、委員及び議事に関係がある特別委員(以下「委員等」という。)の過半数が 出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(部会)

- 第4条 部会の構成員は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員長が指名する。

- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。 (部会の招集及び議事)
- 第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。
- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、意見の陳述、 説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項及び第5項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審査会 に相当する合議体の委員長、副委員長又はその職務を代理する委員である者は、それぞ れこの規則の施行の日に審査会の委員長、副委員長又はその職務を代理する委員として 指名されたものとみなす。
- 3 前項の規定は、第4条第1項の規定による部会の委員の指名について準用する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)